

専決処分第 1 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 4 年 1 0 月 1 4 日午前 7 時 3 0 分頃、大奈路補助グラウンドで草刈作業をしていた際、作業の跳ね石がとめてあった自動車に当たり、同自動車を損傷したものの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 2 7, 3 0 0 円
内訳（車両修理費用） | |